

日本型直接支払

【令和3年度予算概算決定額 77,202 (77,203) 百万円】

＜対策のポイント＞

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、**地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動**を支援します。

＜政策目標＞

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮

＜事業の全体像＞

- 農業・農村は、国土保全等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。
- このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

多面的機能支払 48,652 (48,652) 百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

支援対象

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象

- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・ 景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



ため池の外來種駆除

中山間地域等直接支払 26,100 (26,100) 百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援



中山間地域
(山口県長門市)

環境保全型農業直接支払 2,450 (2,451) 百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



有機農業



カバークロップ



堆肥の施用

多面的機能支払交付金

【令和3年度予算概算決定額 48,652（48,652）百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合の向上

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 47,050（47,050）百万円

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

(円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,602（1,602）百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）

対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

(円/10a)

項目		都府県	北海道	
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等 ※「鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」の中で「鳥獣緩衝帯の整備・保安全管理」も対応可	田	400	320
		畑	240	80
		草地	40	20
農村協働力の深化	上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年度参加する場合	田	400	320
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	400	320
		畑	1,000	700
		草地	600	300
小規模集落支援	既存活動組織が、地域資源の保安全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保安全管理を行う取組を支援	田	1,000	700
		畑	600	300
		草地	80	40

項目	都府県	北海道	交付金（定額）	
広域化への支援	広域活動組織の面積規模等に応じた交付額	3集落以上または50ha以上	3集落以上または1,500ha以上	4万円/年・組織
		200ha以上	3,000ha以上	8万円/年・組織
		1,000ha以上	15,000ha以上	16万円/年・組織

【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課（03-6744-2197）

中山間地域等直接支払交付金

【令和3年度予算概算決定額 26,100（26,100）百万円】

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援**します。

<事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止【令和6年度まで】

<事業の内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金 25,900（25,900）百万円

第5期対策（令和2～6年度）のポイント

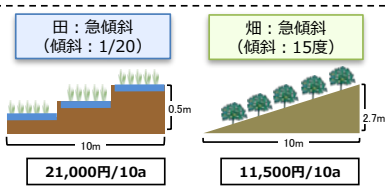
- ① 対象地域に棚田地域振興法の指定棚田地域（保全を図る棚田等に限る）を追加
- ② 6～10年後を見据えた集落の将来像の明確化を促進するため、**体制整備単価要件を「集落戦略の作成」に一本化**

「農業生産活動を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、
これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

- ③ 農業生産活動の継続に向けた前向きな取組への支援を強化するため、**集落協定の広域化や集落機能の強化、農業生産性の向上等の加算措置を新設・拡充**
- ④ 農業者等が安心して取り組めるよう**交付金返還措置の見直し** 等

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000
畑	急傾斜（15度～）	11,500
	緩傾斜（8度～）	3,500



2. 中山間地域等直接支払推進交付金 200（200）百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【対象地域】中山間地域等

（地域振興8法と棚田法等指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（集落戦略の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算 超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	6,000円 (田・畑)
集落協定広域化加算 【上限額：200万円/年】 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	3,000円 (地目にかかわらず)
集落機能強化加算 【上限額：200万円/年】 新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算 【上限額：200万円/年】 農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

中山間地農業ルネッサンス事業＜一部公共＞

【令和3年度予算概算決定額 40,602（44,200）百万円】

＜対策のポイント＞

中山間地において、清らかな水、冷涼な気候、棚田の景観等の中山間地の特色をいかした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や支援の強化等により後押しすることで、中山間地農業を元気にします。

＜政策目標＞

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区「令和7年度まで」）

＜事業の内容＞

本事業の取組に係る国の指針に即して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づき支援事業の優先採択等を行います。

1. 中山間地農業推進対策

- ① 地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等の支援と、棚田保全活動や複合経営の実践等の推進をモデル支援するほか、都市部と農村部の連携強化・持続化に向けた取組等を支援します。（中山間地農業ルネッサンス推進事業）
- ② 特色ある農業者や農村の課題を解決するための、地元密着型の支援体制を整備・強化します。（地域密着型農業者等サポート体制強化事業）

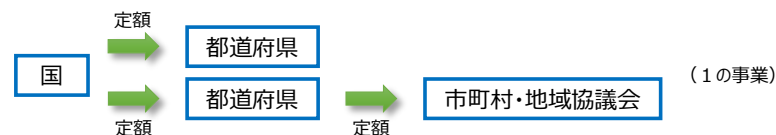
2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

中山間地域の特色をいかした農業や、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。

＜事業の流れ＞



※ 2、3の事業の流れは事業ごとに異なります。

＜事業イメージ＞

中山間地農業推進対策

- 計画策定・体制整備等を支援する**中山間地農業ルネッサンス推進事業**
元気な地域創出モデル事業：具体的な取組を後押し、優良事例の創出を加速
地域レシリエンス強化事業：都市部と農村部の連携強化・持続化を支援
- 中山間地域の農業者の様々な課題を支援する地域密着型農業者等サポート体制強化事業

多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

- [支援事業]
優先枠
優遇措置

〔連携事業〕 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）

地域を下支え

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

- [支援事業]
優先枠
優遇措置

「連携事業」 中山間地域等直接支払交付金

「お問い合わせ先」 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)